第十五条の十一第五項の表第四項第二号の項中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十七」に改め、同条第六項の表第一項第二号の項中「六十以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「八十七」を「百二」に改め、同表第三項第二号の項中「五十五以上六十未満」を「六十以上七十未満」に、「八十」を「八十七」に改め、同条第七項中「第五項及び第六項」を「前二項」に改める。

第十五条の十五を次のように改める。

（法第四百六十三条の十五第一項第一号ニに規定する総務省令で定める原動機付自転車）

第十五条の十五　法第四百六十三条の十五第一項第一号ニに規定する総務省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転車とする。

一　車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下の原動機付自転車

二　側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車

三　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車

第十六条の二の四第二項中「口座振替の方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第十六条の四の三各号を次のように改める。

一　国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査人口等基本集計第二―七表（男女、年齢（五歳階級及び三区分）、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比［年齢別］）の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇～四歳」、「五～九歳」、「十～十四歳」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数

二　国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一―一表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数と表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

三　国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一―一表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「自市内他区に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五～十九歳」の各欄の数を控除した数

第十六条の十第二項第四号中「第六十四条第一項ただし書」を「第六十四条第一項第二号」に改める。

第十六条の二十二の二第四項第五号イ中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第二十四条の四十の見出し中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、同条第一項第十一号中「第二十四条の三第六項」の下に「（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「特定地方税関係通知（」を「特定地方税関係通知等（」に、「特定地方税関係通知をいう」を「特定地方税関係通知等をいう」に改め、同項第一号イ中「（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、同号ロ及びハ中「（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第二十五条第一項第一号中「第五項第五号」を「第五項第四号」に改め、同条第五項中「第六号」を「第五号」に改め、同項第二号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項中「、同号ハ中「情報（当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大きさが日本産業規格Ａ列四番以下であるときは、⑴に掲げる情報に限る。）」とあるのは「情報」と」を削る。

第二十七条第一項中「この条」を「この項」に、「第五項第六号並びに同項第七号」を「第五項第五号並びに同項第六号」に改め、「提出の要求」の下に「（以下この項において「電磁的記録の提示等の要求」という。）」を加え、「同条第五項第六号」を「同条第五項第五号」に、「千万円」を「五千万円」に、「であつて、当該要求」を「又は地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合であつて、当該電磁的記録の提示等の要求」に改め、同項第二号中「とともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておく」を削り、同条第三項中「保存義務者」を「次の表の各号の上欄に掲げる保存義務者」に、「記載事項」を「各号の中欄に掲げる書類に記載すべき事項」に改め、「証明したとき」の下に「、又はそれぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長が当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしているとき」を加え、同項ただし書中「場合」の下に「又は当該理由がなかつたとした場合」を加え、同項に次の表を加える。

一　法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の道府県知事
	同条第四項に規定する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所所在地の道府県知事
二　法第百四十四条の三十五第六項に規定する特別徴収義務者	同項に規定する書類	法第百四十四条の二第一項に規定する軽油の納入地所在地の道府県知事
三　法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の市町村長
	同条第四項に規定する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所所在地の市町村長

第三十一条の二中「第七十四条の十二第六項」を「第七十四条の十二第一項」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（特定徴収金に係る納付書等の様式）

第三十八条　納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。